

令和7年度 駐車監視員活動ガイドライン

「駐車監視員」とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことで、法律上の資格が必要とされています。（反則告知したり、金銭を徴収したりすることはありません。）本ガイドラインは、駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針	駐車監視員は、下記の路線、地域及び時間帯を中心に巡回し、放置車両の確認等を実施します。 なお、警察署長の指示により、必要に応じてその他の場所においても放置車両の確認等を実施します。	
活動路線	◎ 最重点路線	
	路線（区間）	重点時間帯
	国道278号 松風交差点からJR函館駅前交差点までの間及びその周辺	5時～22時
	◎ 重点路線	
	路線（区間）	重点時間帯
	国道5号 五稜郭跨線橋から函館駅前交差点までの間及びその周辺	5時～22時
活動地域	道道五稜郭公園線 新世橋から国道5号交差点までの間及びその周辺	5時～22時
	道道函館南茅部線 松風交差点から昭和橋までの間及びその周辺	5時～22時
	◎ 最重点地域	
	地域	重点時間帯
	函館朝市・金森倉庫地区 若松町7番から15番、大手町3番から11番 大手町18番から22番、豊川町7番から15番 豊川町22番から27番、末広町9番から16番、23番 及びその周辺	5時～22時
	◎ 重点地域	
	地域	重点時間帯
	函館市役所地区 新川町1～4番、若松町1～6番、若松町16～30番、 松風町3～11番、松風町16～20番、東雲町3～7番、 東雲町12～18番、旭町3～10番、栄町5～12番 大手町1～2番、大手町12～17番 及びその周辺	5時～22時
	函館公園地区 豊川町1～6番、豊川町16～21番、東川町9～14番 東川町22～25番、青柳町1～29番、谷地頭9～12番 谷地頭22～25、宝来町3～12番、宝来町21～24番 宝来町33～34番 及びその周辺	5時～22時
	元町公園地区 元町全域、弥生町全域、大町1～9番、弁天町1～19番 末広町1～8番、末広町17～22番 及びその周辺	5時～22時

函館方面函館西警察署